

松江市告示第 46 号

松江市税賦課徴収条例施行規則(平成17年松江市規則第53号)第4条の2第2項の規定により、市民の福祉の増進に寄与する寄附金として指定したので同条第3項の規定により告示する。

令和 2年 2月21 日

松江市長 松 浦 正 敬

記

法人又は団体の名称	主たる事務所等の所在地		寄附金等の目的又は充てようとする事業名	寄附金等の名称	市民税における寄附金控除の対象期間	
社会福祉法人	千鳥福祉会	松江市東持田町1415番地	千鳥福祉会	千鳥福祉会運営事業	千鳥福祉会運営事業寄附金	令和2年2月20日から
			持田寮	持田寮運営事業	持田寮運営事業寄附金	
			L.C.Cういんぐ	L.C.Cういんぐ運営事業	L.C.Cういんぐ運営事業寄附金	
			ケアセンター大空	ケアセンター大空運営事業	ケアセンター大空運営事業寄附金	
			つばきの里	つばきの里、朝陽、ウインザー、のっと、まどか、かのん、はな・花、小山アパート、六花運営事業	つばきの里、朝陽、ウインザー、のっと、まどか、かのん、はな・花、小山アパート、六花運営事業寄附金	
			ワークセンターフレンド	ワークセンターフレンド運営事業	ワークセンターフレンド運営事業寄附金	
			ひまわり	ひまわり運営事業	ひまわり運営事業寄附金	
			ばすてる	ばすてる運営事業	ばすてる運営事業寄附金	
			ばすてるびいす	ばすてるびいす運営事業	ばすてるびいす運営事業寄附金	